

柏崎 iT・ソフトウェア産業協会規約

(目 的)

第1条 本会は、コンピュータ応用の各種ソフトウェア産業並びに情報処理産業に携わる会員相互協力により、情報サービス産業の健全な発展を図るため、諸問題を協議し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、「柏崎 iT・ソフトウェア産業協会」と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会員のいずれかの事業所内に設置するものとし、役員会でこれを決定する。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流
- (2) 会員各社の発展を目的とした共同事業、人材確保、人材育成等に関する事業
- (3) 新技術、新製品、新需要の情報交換及び共同開発
- (4) 他のグループとの交流及び公的機関、教育研究機関との交流
- (5) 見学会、研究会、講演会などの開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、市内に事業所を有する個人または法人で、次のものをもってする。

- (1) コンピュータのプログラム作成及びその作成に関し、調査、分析、助言を行うソフトウェア業を営むもの
- (2) コンピュータ等を用いて委託された情報データ提供及び計算サービス等を行う情報処理サービス、各種コンサルティング、iT 関連機器販売業を営むもの

(準会員)

第6条 本会の趣旨に賛同し、その事業に協力し得る準会員を置くことができる。

本会の準会員は、個人または法人で、次のものをもってする。

- (1) コンピュータを利用し、新技術・新製品・既存システムのバージョンアップ等の iT 有効活用と研鑽を図る意欲のあるもの
- (2) コンピュータ利用事業所独自でシステム担当部門を保有しているもの

(特別会員等)

第7条 本会には必要に応じ、役員会の承認を得て、次の特別会員等を置くことができる。

- (1) 顧問
- (2) アドバイザー

(役員及び会計監事)

第8条 本会には、次の役員及び会計監事を置く。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総理すると共に、年次総会、臨時総会及び役員会を主宰して議長となる。
 - (2) 副会長 2 名以内 会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計監事 1 名 本会の会計監査を行う。
- 2 役員任期は 2 年とし、再任は妨げないものとする。また任期終了の役員は、新たに選任された役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。
 - 3 役員は、総会において会員の中から選任し、会長、副会長は役員互選による。
 - 4 会計監事は、総会において会員の中から選任する。任期は 2 年とし、再任は妨げないものとする。

(会 計)

第9条 本会の会計は事務局がこれに当たる。

(機 関)

第10条 本会には、次の機関を置く。

(1) 定時総会

総会は、毎年度 1 回開催し、次の事項を決議する。

- ア 事業報告及び事業計画
- イ 年度決算及び予算
- ウ 規約の改廃
- エ 役員選出
- オ 会計監査報告の承認
- カ その他役員会において本会運営に必要と認める事項

(2) 臨時総会

会長が必要と認めたとき、開催することができる。

(3) 役員会

役員会は会長、副会長、事務局で構成し、総会に付議すべき事項及びその他について協議決定する。但し、会長が必要と認めた時に、会員及び準会員・特別会員に意見を求めることができる。

(4) 委員会

会長が必要と認めた時に、会員及び準会員・特別会員に出席を求め、委員会を開催することができる。

(議 決)

第11条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数の賛成により成立する。

(機密保持)

第12条 会員及び準会員及び特別会員は、本会で知りえた会員企業の情報を他に漏らしてはならない。

(会 費)

第13条 会員及び準会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。

2 会費の賦課、徴収については役員会の議決を経て、別に定める。

(入会、退会、除名)

第14条 入会、退会、除名は次のとおりとする。

(1) 入会

本会に入会を希望する場合は、別に定める会員及び準会員及び特別会員入会申請書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(2) 退会

会員及び準会員及び特別会員が退会する場合は、別に定める会員及び準会員及び特別会員退会届を会長に提出することにより退会できる。

(3) 除名

会員の行為が会の趣旨や規約に著しく反するものと役員会が判定した場合で、その経緯の説明を求めても、なお不適合と認めるときは、会長が除名させることができる。

(会 計)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入金をもってあてる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この規約に定めるものの他は、その都度役員会で審議する。

第18条 この規約は平成9年10月22日から施行する。

附則

- 1 本会設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、この規約施行の日より平成11年3月31日までとする。
- 2 平成12年4月1日改訂
- 3 平成19年4月26日改訂
- 4 平成21年4月23日改訂
- 5 平成28年7月1日改訂

入会金及び会費規程

第1条 本規程は、規約第13条に基づいて定めるものとする。

第2条 本会の会員の会費は、年額3万円とする。但し、準会員の会費については、年額1万円とする。

入会金は無料とする。

納入された会費は返還しない。

第3条 会費は、毎年4月に一括納入するものとする。

但し期の途中入会の場合は、入会月を含む期の残月数分を入会月に一括納入するものとする。

第4条 この規程は、平成9年10月22日から施行する。

附則 平成12年4月1日改訂

平成19年4月26日改訂

入会等の審査及び手続きに関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、柏崎 iT・ソフトウェア産業協会規約（以下「規約」という。）第14条に定める入会、退会、除名の審査及び手続きについて必要事項を定めることを目的とする。

(入 会)

第2条 入会を希望する個人または法人（以下「入会希望者」という。）の入会には、原則として会員1名以上の紹介または推薦を必要とし、入会申請書は会長に提出するものとする。

- 2 会長は、入会申請書の提出があったときは、入会希望者が会員及び準会員及び特別会員としてふさわしいかどうか審査し、その結果を文書（様式 4-1、4-2）により、役員会に報告するものとする。
- 3 役員会は、会長の審査結果に基づいて入会の可否を審議決定し、会長は、その結果を文書（様式 3-1、3-2）により、入会希望者並びに会員及び準会員及び特別会員に通知するものとする。
- 4 入会希望者が入会を承認されたときは、入会承認の日から14日以内に会費を納入するものとし、会費を納入しないときは、会長は、入会の承認を取り消すことができる。

(退 会)

第3条 会員及び準会員及び特別会員が退会する場合は、退会届を会長に提出し、会長はその旨を役員会に報告して承認を得るとともに、会員及び準会員及び特別会員に通知するものとする。

(除名、退会勧告)

第4条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、会員の意見を聴き、役員会の判定に基づいて除名又は退会勧告することができる。

- (1) 規約第14条の除名規程に該当するとき
 - (2) 会の秩序を乱し、又は、名誉を傷つけ、若しくは会員の融和親睦を著しく害する行為があったとき
 - (3) 会費を滞納し、2回以上催促を受けても納入しないとき
 - (4) 各種会議等への欠席が多く、かつ、会の活動に対して著しく消極的と認められるとき
 - (5) その他会員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 除名又は退会勧告は、会長が文書（様式 5）により被除名又は退会勧告会員に通知して行うとともに、会員に通知するものとする。
 - 3 会長は、会員が退会勧告された日から14日以上経過しても退会届を提出しないと

きは、役員会の承認を得て除名することができる。

- 4 除名又は退会勧告された会員は、除名又は退会勧告による退会届提出の日から 3 年間は会員となることを認めないものとする。

(適用期間)

第 5 条 この内規は、平成 9 年 10 月 22 日から適用する。

附則 平成 12 年 4 月 1 日改訂
平成 19 年 4 月 26 日改訂